

# 下水道使用料を改定します

## なぜ改定するの

下水道は、快適な生活環境や豊かな水資源を守るために欠かせないものですが、汚水処理に必要な水処理センターやポンプ場などの維持管理費や施設建設費の借金返済（資本費）に多額の資金が必要となります。

現在、それらの経費の約56%を下水道使用料で賄っていますが、資金の不足分の一部は市民の税金で負担しています。

市の厳しい財政状況や下水道を利用できない人たちとの負担の公平性から、多額の税金を投入することは困難です。また、施設の増加と老朽化により維持管理費も増加傾向にあるため、現行料金を平均6・33%改定することになりました。

今後とも施設の効率的な運営と経費の削減に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 支出 64.5 億円

維持管理費 23.8 億円	資本費（下水道施設の借入金の返済） 40.7 億円
------------------	------------------------------

### 収入 64.5 億円

下水道使用料 42.7 億円	借入金 13.1 億円	不足分 8.7 億円
-------------------	----------------	---------------

うち使用料改定による増収分  
2.5 億円

※不足分は税金で補填  
(改善が必要)

## 料金算定表

料金区分	汚水量		旧料金	新料金
一般家庭用 と事業用	基本料金	8㎡まで	1,080円	1,120円
		8㎡を超え 20㎡まで	165円	175円
	超過料金 (1㎡につき)	20㎡を超え 30㎡まで		176円
		30㎡を超え 50㎡まで	190円	
		50㎡を超え 100㎡まで	195円	
		100㎡を超えるもの	205円	
公衆浴場用	1㎡につき		27円	29円

※使用料は上表から算出した額に消費税8%を加えた額（10円未満切り捨て）



水処理センター（新港町）

平成27年5月分（4月使用分）から下水道使用料が変わります。改定理由や内容、料金などをご確認ください。

問合せ 下水道総務課 ☎ 33 4 1 4 7

## 井戸水使用世帯の認定水量

区分	認定水量(1人当り)	旧料金(税込)	新料金(税込)
1人世帯	10m <sup>3</sup> →9m <sup>3</sup> (9m <sup>3</sup> )	1,520円	1,390円
2人世帯	18m <sup>3</sup> →16m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> )	2,940円	2,720円
3人世帯	21m <sup>3</sup> (7m <sup>3</sup> )	3,480円	3,670円
4人世帯	24m <sup>3</sup> (6m <sup>3</sup> )	4,010円	4,250円

\*4人を超える場合は、「人数×6m<sup>3</sup>」を認定水量とします。

※上水道の場合や量水器を設置した場合は検針水量を用います

## 新料金早見表(税込)

水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)						
0～8	1,200	20	3,470	32	5,830	44	8,290
9	1,390	21	3,670	33	6,030	45	8,490
10	1,580	22	3,860	34	6,240	46	8,700
11	1,770	23	4,060	35	6,440	47	8,910
12	1,960	24	4,250	36	6,650	48	9,110
13	2,150	25	4,440	37	6,850	49	9,320
14	2,340	26	4,640	38	7,060	50	9,520
15	2,530	27	4,830	39	7,260	60	11,630
16	2,720	28	5,030	40	7,470	70	13,730
17	2,910	29	5,220	41	7,670	80	15,840
18	3,090	30	5,420	42	7,880	90	17,940
19	3,280	31	5,620	43	8,080	100	20,050

が次第に増すこと。  
※累進度：価格や数量が増加するにつれて、それに対する比率

考慮し、改定を行います。  
審議会の付帯意見などを考慮し、改定を行います。  
た。前回の公共下水道事業審議会の付帯意見などを考慮し、改定を行います。

います。  
改定前の料金体系を県内の他市と比較した場合、※累進度が低いため、使用水量が多くなればなるほど相対的に下水道使用料が低くなるという課題がありました。前回の公共下水道事業審議会の付帯意見などを考慮し、改定を行います。

**改定ポイント**



## < 参考 > 八代市下水道使用料の県内 14 市における順位

	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	5,000m <sup>3</sup>
改定前	6位	6位	8位	8位	8位	9位	10位	10位
改定後	6位	5位	5位	4位	8位	7位	7位	8位

※上記は下水道使用料の高い方からの順位(平成26年4月現在)